

8月1日(木)から

後期高齢者医療 被保険者証が オレンジ色に!

☎ 国保年金課
055(948)2905



いように保管しましょう。また、期限の切れた古い緑色の被保険者証は、細かく裁断するなどして処分してください。

●一部負担金の割合

一部負担金の割合は1割または3割で、平成30年中の所得・収入によって決まります。3割負担になる人は、令和元年度の住民税課税標準額が145万円以上の被保険者と、その人と同じ世帯にいる被保険者です。

●限度額適用・標準負担額減額認定証

認定証も8月1日から変わります。住民税非課税世帯の被保険者は、申請すると限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。

◆認定証を持っている場合

新しい認定証は、7月中に郵送します(被保険者証とは別送)。ただし、非課税世帯でなくなった人は交付対象でないため継続交付されません。

◆認定証を持っていない場合

交付対象者には、7月中に申請書を郵送します。国保年金課(伊豆長岡庁舎)で手続きしてください。

●変更の概要

新しい被保険者証は、7月中旬に普通郵便で郵送します(8月以降に75歳になる人には、誕生月の前月下旬に郵送)。住所、氏名、生年月日、一部負担金の割合などを確認し、なくさな

●保険料軽減措置

【低所得世帯】

同一世帯内のすべての後期高齢者医療の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計が、左表に示す基準額以下のときは、均等割額が軽減されます。

◆均等割額

軽減基準額	軽減割合
基礎控除額 (33万円)	8.5割(※1)
かつ同じ世帯の被保険者全員が所得0円の場合(ただし公的年金控除額は80万円として計算)	8割(※1・2)
基礎控除額 (33万円) + 28万円×被保険者数	5割
基礎控除額 (33万円) + 51万円×被保険者数	2割

※1 本来は7割のところを、特例で軽減の割合を拡大しています。
 ※2 年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。ただし、世帯に住民税が課税されている人がある場合は対象外です。また、年金生活者支援給付金の支給額は、国民年金保険料の納付実績に応じて異なります。

【被扶養者】

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人は、所得割額はかからず、資格取得日から2年間は均等割が5割軽減されます。

国民年金を納めることが
難しいという人へ

国民年金の 保険料免除・納付猶予申請

☎ 三島年金事務所 ☎ 055-973-1166
 日本年金機構のホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>



本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料免除・納付猶予ができます。保険料を納めることが経済的に難しいときは、申請してください。
 ※日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、公的年金への加入が義務づけられています。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人などは、国民年金の保険料を自分で納付しなければなりません。保険料を納めないままにしておくと、老齢基礎年金やいざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

令和元年度 国民年金の保険料免除・納付猶予申請は、 7月から受付開始します

申請先/国保年金課(葦山・大仁支所では受付不可)
 持ち物/
 ①年金手帳
 ②認印(本人が署名する場合は不要)
 ③失業した人は雇用保険受給資格者証
 または雇用保険被保険者離職票
 ④学生の場合は学生証のコピー(両面)
 または在学証明書(原本)
 申請に関する問い合わせ先/
 国保年金課 ☎ 055-948-2905

日本年金機構からのお知らせ

年金相談・手続きの際は、基礎年金番号のわかるものを用意し、予約相談をご利用ください。
 ○ねんきんダイヤル
 受付時間/平日8:30~17:15(月曜日のみ19:00まで)
 ☎ 0570-05-1165
 ○予約受付専用電話(来訪相談の予約)
 受付時間/平日8:30~17:15
 ☎ 0570-05-4890

【所得割額】①

(被保険者の総所得金額等
 - 33万円) × 7.85%

【均等割額】② 40,400円

年間保険料

①+②(賦課限度額 62万円)